

釜石都市計画特別用途地区の決定（釜石市決定）

都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 84ha	
合 計	約 84ha	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

広域的な都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設の立地を制限し、適正な土地利用の実現を図るため、本案のとおり決定するもの。

理 由 書

本市は、東日本大震災津波により甚大な被害を受け、現在、被災市街地の早期復興に向け土地区画整理事業を施行しており、事業が施行される地区においては、良好な都市基盤や生活環境が形成されます。

このことから、市は、被災市街地土地区画整理事業が実施される地区とその周辺において、適正な土地利用を図るため用途地域を変更することとしており、近隣商業地域と準工業地域も変更の対象としています。

準工業地域と近隣商業地域は、被災市街地の早期復興に向けた地域産業の形成や発展に寄与する一方、それらに大きな影響を与える大規模集客施設の立地が可能な用途地域となっています。

このため、広域的な都市構造や都市基盤の整備に大きな影響を与える大規模集客施設の立地を制限し、市全体として均衡のとれた都市構造と適正な土地利用の実現を図るため、用途地域内の準工業地域の一部及び近隣商業地域の一部について、特別用途地区(大規模集客施設制限地区)を定めるものです。

なお、大規模集客施設制限地区における建築物の規制は、条例で別に定めるものとします。